平成３０年（フ）第７８号
和歌山市木広町２丁目97番地
債務者　東山　和子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年７月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第４８１号
静岡市清水区今泉81番地の19
債務者　西原　千春
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月18日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２５９号
堺市西区鳳東町２丁176番地　ウィステリアプレイス311号
債務者　岡田　倫典
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　侑士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成３０年（フ）第３０号
三重県四日市市城東町17番23号
債務者　川口　清貴
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成３０年（フ）第５１号
福井市運動公園１丁目3007番地
債務者　中川　裕基
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野坂　佳生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年８月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第４２９号
埼玉県上尾市大字壱丁目224番地５、旧住所さいたま市西区大字植田谷本41番地35
債務者　松本　浩
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４３０号
埼玉県上尾市大字壱丁目224番地５、旧住所さいたま市西区大字植田谷本41番地35
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成30年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　武士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年８月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２８号
愛知県西尾市山下町城南４番地１　ピアシティ城南303号室
債務者　鈴木　伸吾
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　大史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年９月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成30年８月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第４５号
北海道苫小牧市北光町４丁目16番24号
債務者　平林　紘汰
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第４６号
北海道苫小牧市高砂町１丁目５番８号エステート６　106号
債務者　横山　正樹
1　決定年月日時　平成30年４月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第１００号
仙台市青葉区小田原６丁目４番10―103号
債務者　岩槻まき子
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
福島市黒岩字田部屋18番地の１
債務者　村上喜美恵（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第４５号
茨城県水戸市平須町1814番地の21　コージーハウス202号
債務者　須藤　厚志
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第５７号
茨城県ひたちなか市笹野町１丁目２番５―206号　ウェルネス笹野、前住所東京都板橋区志村３丁目５番７号　大野荘101号
債務者　岡崎　照義
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６２号
茨城県ひたちなか市大字足崎1458番地の21
債務者　坪井　美奈（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所

平成３０年（フ）第６７号
茨城県水戸市城南２丁目８番29―501号　スタジオスクエア水戸
債務者　柴田　功彦
1　決定年月日時　平成30年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月18日まで
水戸地方裁判所